

介護報酬関係資料1

# 介護報酬の主なポイント

\*介護報酬の表示については、全国统一単価である診療報酬と異なり、地域保険を前提とする地域別単価であることから、「点」ではなく「単位」を採用

## 1 医療と福祉を一体とし、統一化した介護サービスの報酬体系の確立

- ① 要介護度(介護の手のかかり具合)やサービス提供時間に応じた報酬の設定
  - a 通所サービス・施設サービス
    - ・要介護度（要介護度認定等基準時間）に応じた報酬の設定  
（参考）療養型病床群等の入院時医学管理料の逡減制を廃止し、初期加算に統一
  - b 訪問サービス（訪問介護・訪問看護）
    - ・サービス提供時間に応じた報酬の設定  
30分未満，30分以上1時間未満，1時間以上1時間30分未満など  
（参考）従来，訪問介護は時間単位，訪問看護は1日当たりで設定
- ② 介護保険施設としてふさわしい人員配置や設備環境の評価
  - 原則として入所者・入院患者に対して3：1の看護・介護職員の体制や食堂，浴室，機能訓練室，一定の居室面積等を備えられるよう評価
  - a 介護老人福祉施設（現在は4.1：1），介護老人保健施設（現在は3.6：1）は3：1を原則として評価
  - b 療養型病床群も完全型を原則とし，不十分な環境の場合は減額
- ③ 看護・介護職員の人件費の地域差を反映した報酬の設定
  - a 看護・介護職員などの要介護者等の介護に直接携わる職員の人件費の地域差を踏まえた報酬の設定  
（参考）従来，特別養護老人ホームの措置費は地域別単価，診療報酬は全国统一単価（入院環境料のみ地域別の加算が設定されている）

(各サービスの地域差)		特別区 (12/100)	特甲地 (10/100)	甲地 (6/100)	乙地 (3/100)	その他
施設サービス(40%)		4.80%	4.00%	2.40%	1.20%	0.00%
在宅	短期入所生活介護(40%)	4.80%	4.00%	2.40%	1.20%	0.00%
	短期入所療養介護(40%)	4.80%	4.00%	2.40%	1.20%	0.00%
	通所リハビリ(40%)	4.80%	4.00%	2.40%	1.20%	0.00%
	訪問看護(40%)	4.80%	4.00%	2.40%	1.20%	0.00%
	訪問リハビリ(40%)	4.80%	4.00%	2.40%	1.20%	0.00%
	訪問介護(60%)	7.20%	6.00%	3.60%	1.80%	0.00%
	訪問入浴介護(60%)	7.20%	6.00%	3.60%	1.80%	0.00%
	通所介護(60%)	7.20%	6.00%	3.60%	1.80%	0.00%
痴呆対応型共同生活介護(60%)	7.20%	6.00%	3.60%	1.80%	0.00%	
特定施設入所者生活介護(60%)	7.20%	6.00%	3.60%	1.80%	0.00%	

\*居宅療養管理指導，福祉用具貸与，居宅介護支援については地域差を設定しない  
（介護報酬の額は単位数×地域別単価(10円～10.72円)によって算定される）

- b 離島・山村等における訪問サービス等についての15%の加算  
離島・山村等に所在する事業所又は出張所から提供される訪問サービス等については15%加算

## 2 リハビリ・機能訓練，在宅復帰の重視

- ① 介護療養型医療施設における実施状況に応じたリハビリの評価  
 原則は包括的評価であるが，リハビリについては実施状況に応じて評価  
 1日当たり 200～65単位
- ② 介護老人保健施設におけるリハビリ体制の充実の評価  
 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士を50：1以上に配置している場合に  
 評価（人員配置基準では100：1） 1日当たり 12単位
- ③ 介護老人福祉施設，通所介護（デイサービス）における機能訓練体制の充  
 実の評価
- a 介護老人福祉施設  
 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん  
 摩マッサージ指圧師を常勤専従で100：1以上配置する場合の評価  
 1日当たり 12単位
- b 通所介護（デイサービス）  
 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん  
 摩マッサージ指圧師をサービス提供時間帯に120分以上配置する場合の評  
 価 1日当たり 27単位
- ④ 退所（退院）にかかる指導の評価  
 原則は包括的評価であるが，退所（退院）前後・退所時における指導及び  
 主治医，居宅介護支援事業者等への情報提供を評価

	介護老人福祉 施設	介護老人保健 施設	介護療養型 医療施設
退所時指導加算（訪問）	460	460	460
退所時指導加算（訪問以外）	570	1,070	1,070
退所時訪問看護指示	—	300	300

## 3 在宅におけるサービス提供体制の強化

## ① 居宅介護サービス計画費の評価

在宅における要介護者等が、その心身の状況・環境・本人や家族の希望に応じて総合的なサービスが受けられるよう居宅サービス計画を作成すると共に、関係事業者等と連絡調整を行うことを評価

居宅介護サービス計画費（1月当たり）	要支援	650単位
	要介護1・2	720単位
	要介護3・4・5	840単位

## ② 24時間の訪問体制及び緊急連絡体制の評価

a 訪問介護，訪問看護に共通して早朝（午前6時～8時），夜間（午後6時～10時），深夜（午後10時～翌朝6時）の加算を設定

	早朝(午前6時～8時)	夜間(午後6時～10時)	深夜(午後10時～翌朝6時)
加算率	25/100	25/100	50/100

b 訪問看護に巡回型を念頭に30分未満単価を設定

c 訪問看護に緊急時訪問看護加算を創設

利用者又はその家族等と24時間の連絡体制にあって、かつ、緊急時訪問を必要に応じて行う体制を評価

訪問看護ステーションからの場合	1月当たり	1,370単位
医療機関からの場合	1月当たり	840単位

## ③ 訪問介護等の収入・支出の実態を踏まえた適正な評価

収入・支出の実態を踏まえ、間接経費を適正に評価

訪問介護（30分以上1時間未満）	身体介護が中心の場合	402単位
	家事援助が中心の場合	153単位
	身体介護・家事援助が同程度行われる場合	278単位

## ④ 利用者のニーズに応じた多様な通所リハビリ（デイケア）、通所介護の評価

従来のように、一律の時間、サービス内容ではなく、利用者の希望、心身の状態に応じた多様な時間（2時間以上3時間未満，3時間以上4時間未満，4時間以上6時間未満，6時間以上8時間未満）や入浴，送迎等の実施状況に応じて評価

(例) 通所介護（通常併設型）要介護1・2

	2～3時間	3～4時間	4～6時間	6～8時間
要介護1・2	232	331	473	662

(加算)

食事加算	送迎加算	入浴（介助浴）加算	入浴（特別浴）加算
39	44	39	60

## ⑤ 「居宅療養管理指導」として医師，歯科医師が訪問して行う要介護者等やその家族に対する介護方法等の指導，助言の評価

薬剤師，管理栄養士，歯科衛生士等が訪問して行う療養上の指導の評価

医師又は歯科医師が行う場合	居宅療養管理指導費（Ⅰ）	940単位
（1月当たり1回限度）	居宅療養管理指導費（Ⅱ）	510単位
薬剤師が行う場合	1月当たり2回限度	550単位
管理栄養士が行う場合	1月当たり2回限度	530単位
歯科衛生士等が行う場合	1月当たり4回限度	500単位

## 4 痴呆性の高齢者に対するサービスの充実

① 痴呆対応型共同生活介護の適切な評価

介護報酬実態調査における入所実態や職員配置を踏まえた痴呆対応型共同生活介護の適切な評価

(平均利用額) 本単価

25.2万円 (参考：23.6万円 (仮単価))

② 痴呆専用通所介護の評価

現在の通所実態や職員配置を踏まえた痴呆専用通所介護の適切な評価

(例) 通所介護 4時間以上6時間未満

	痴呆専用併設型	通常併設型
要支援	533	400
要介護1・2	630	473
要介護3・4・5	880	660

③ 介護老人福祉施設における精神科医の定期的な療養指導の評価

痴呆の症状を有する入所者が1/3以上を占める施設における精神科の医師の定期的な療養指導が月2回以上の場合に評価 1日当たり 5単位

④ 介護老人保健施設における痴呆専門棟加算

特に問題行動の著しい痴呆性高齢者にふさわしい設備環境(個室, デイ・ルーム, 家族介護教室等)の評価 1日当たり 76単位

⑤ 老人性痴呆疾患療養病棟の評価

精神保健福祉士(1人以上), 作業療法士(1人以上), 介護支援専門員(入所者100人に対し1人以上), 介護職員(6:1以上)等の専門的な職員体制, デイ・ルーム, 面会室の面積, 入院患者一人当たり面積などの設備環境の評価

## 5 費用の実態を踏まえた報酬の適正化

## ① 適正な地域差の加算率の設定

介護報酬実態調査を踏まえ、都市部の報酬額を適正に設定

(例) 訪問介護

	本単価		(参考) 仮単価		差 (円)
	(円)	加算率	(円)	加算率	
特別区 (12/100)	4,309	7.2%	4,406	9.6%	▲97
特甲地 (10/100)	4,261	6.0%	4,342	8.0%	▲81
甲地 (6/100)	4,165	3.6%	4,213	4.8%	▲48
乙地 (3/100)	4,092	1.8%	4,116	2.4%	▲24
その他	4,020		4,020		—

## ② 3級ヘルパー

3級ヘルパーにより身体介護が行われた場合には、2級ヘルパー以上のヘルパーによって身体介護が行われた場合の報酬額から5パーセント減額

## ③ 訪問入浴介護の適正化

本単価

1,250単位 (参考：15,000円 (現行補助単価))

## 6 現行の措置費や診療報酬からの円滑な移行

- ① 現行の単価をもとに、平均的な要介護度分布の施設や通所サービスの事業者が大きく増収、減収にならないよう設定

(例) 介護老人福祉施設 (50床 人員配置 3 : 1 その他地域)

(平均要介護度 3.23 平均利用額 33.1万円)						
	構成割合	報酬額 (単位)	1月額に換算	食費	1月当たり 報酬額	加重平均
要介護度 1	(18.4%)	796	×10×365/12	+58,400	30.1万円	(平均利用額) 33.1万円
要介護度 2	(13.5%)	841			31.4万円	
要介護度 3	(17.2%)	885			32.8万円	
要介護度 4	(28.2%)	930			34.1万円	
要介護度 5	(22.7%)	974			35.5万円	

介護老人保健施設、介護療養型医療施設についても同様に設定

- ② 介護保険制度施行時に既に介護老人福祉施設に入所している者については要介護度別の格差を縮小して、大きく増収、減収にならないように設定

(例) 介護老人福祉施設 (50床 人員配置 3 : 1 その他地域)

	単価 (案)	既入所者 (旧措置入所者)
自立・要支援	—	796
要介護 1	796	
要介護 2	841	866
要介護 3	885	
要介護 4	930	
要介護 5	974	950

- ③ 施設サービスにかかる看護・介護体制の人員配置や療養環境について所要の経過措置を設定

- a 介護老人福祉施設の4.1 : 1, 3.5 : 1の類型、介護老人保健施設の3.6 : 1の類型については施行後5年間の経過措置
- b 介護療養型医療施設の(6 : 1, 3 : 1)類型については3年間の経過措置

## 7 急性期医療と介護保険サービスとの区別の明確化

急性期医療は医療保険で、病状安定時の日常的に行われる医療については介護保険で給付されることを明確化

### ① 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設における個別評価（特定診療費）は、日常的な治療行為に限定

手術や複雑な処置などの急性期治療は原則として急性期病棟に移って医療保険から給付することを前提に、介護保険では長期療養病棟における日常的医療行為を評価

（参考）

- ・薬剤師、栄養士等のベッドサイドでの指導
- ・理学療法、作業療法、言語療法、摂食機能療法などのリハビリ

### ② 訪問看護

利用者が神経難病等の場合や急性増悪時で医師が特に頻回の訪問看護を指示している場合は介護保険からは給付しない

## 地 域 区 分 一 覧

番号	都道府県名	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
		1072/1000 又は1048/1000	1060/1000 又は1040/1000	1036/1000 又は1024/1000	1018/1000 又は1012/1000	1000/1000
01	北海道				札幌市 小樽市	左 記 以 外 の 地 域
02	青森県					
03	岩手県					
04	宮城県				仙台市	
05	秋田県					
06	山形県					
07	福島県					
08	茨城県					
09	栃木県					
10	群馬県					
11	埼玉県				川越市 戸田市 川口市 鳩ヶ谷市 浦和市 朝霞市 大宮市 志木市 所沢市 和光市 岩槻市 新座市 狭山市 富士見市 与野市 上福岡市 草加市 入間郡大井町 越谷市 入間郡三芳町 蕨市	
12	千葉県				千葉市 習志野市 市川市 柏市 船橋市 浦安市 松戸市 四街道市	
13	東京都	特別区	八王子市 日野市 立川市 東村山市 武蔵野市 国分寺市 三鷹市 国立市 府中市 田無市 昭島市 保谷市 調布市 狛江市 町田市 多摩市 小金井市 稲城市 小平市		青梅市 福生市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 羽村市	
14	神奈川県		横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市	逗子市 三浦郡葉山町	平塚市 大和市 藤沢市 伊勢原市 小田原市 海老名市 茅ヶ崎市 座間市 相模原市 綾瀬市 三浦市 高座郡寒川町 厚木市	



# 1 介護報酬の主なポイント

番号	都道府県名	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
		1072/1000 又は1048/1000	1060/1000 又は1040/1000	1036/1000 又は1024/1000	1018/1000 又は1012/1000	1000/1000
15	新潟県					左記以外の地域
16	富山県					
17	石川県					
18	福井県					
19	山梨県					
20	長野県					
21	岐阜県					
22	静岡県				静岡市 伊東市 熱海市	
23	愛知県		名古屋市			
24	三重県					
25	滋賀県				大津市	
26	京都府		京都市		宇治市 長岡京市 向日市	
27	大阪府		大阪市 寝屋川市 堺市 松原市 岸和田市 大東市 豊中市 和泉市 池田市 箕面市 吹田市 門真市 泉大津市 摂津市 高槻市 高石市 守口市 東大阪市 枚方市 四條畷市 茨木市 交野市 八尾市 泉北郡忠岡町	貝塚市 泉佐野市 富田林市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 三島郡島本町 泉南郡熊取町 南河内郡美原町	河内長野市 泉南市 阪南市 泉南郡田尻町	
28	兵庫県		神戸市 伊丹市 尼崎市 宝塚市 西宮市 川西市 芦屋市		姫路市 明石市 三田市	
29	奈良県				奈良市 生駒市 大和郡山市	
30	和歌山県				和歌山市	
31	鳥取県					
32	島根県					
33	岡山県				岡山市	
34	広島県				広島市 安芸郡府中町	
35	山口県				下関市	
36	徳島県					
37	香川県					
38	愛媛県					
39	高知県					
40	福岡県			北九州市 福岡市	久留米市 飯塚市	
41	佐賀県					
42	長崎県				長崎市	
43	熊本県					
44	大分県					
45	宮崎県					
46	鹿児島県					
47	沖縄県					

※居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援についてはいずれの地域も1000/1000

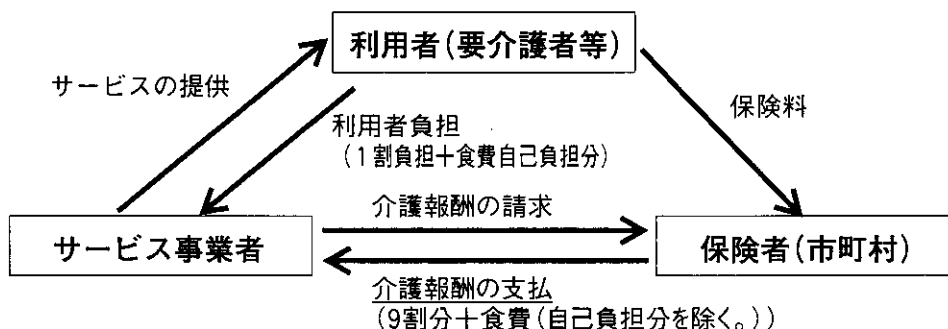
介護報酬関係資料2

## 介護報酬の仕組みと考え方

### 1. 介護報酬とは？

(1) 介護報酬とは、事業者が利用者（要介護者又は要支援者）に介護サービスを提供した場合に、その対価として保険者から事業者に対して支払われる報酬のことを言います。ただし、在宅サービスについては、支給限度額が定められ、その範囲内で報酬が支払われます。

(介護報酬支払の流れ)



(2) 介護報酬の額は、介護保険法上、厚生大臣が審議会の意見を聴いて定めることとされています。なお、事業者によってはこの額より割引をすることもあります。

(3) なお、保険者から事業者へ直接支払いが行われるのは、厚生大臣が定めた額の9割で、残りの1割は利用者負担として、利用者が直接事業者へ支払います。（施設の場合には、別途食費負担あり。）

## 2. 介護報酬の基本的な仕組みと設定の考え方

(1) 介護報酬は、以下の16種類のサービスについて定められます。

## 【在宅サービス～12種類】

- ① 訪問介護（ホームヘルパーの訪問）
- ② 訪問看護（看護婦等の訪問）
- ③ 訪問リハビリテーション（リハビリの専門職の訪問）
- ④ 訪問入浴（入浴チームの訪問）
- ⑤ 居宅療養管理指導（医師，歯科医師，薬剤師等による指導）
- ⑥ 通所介護（日帰り介護施設等への通所。機能訓練，食事，入浴等）
- ⑦ 通所リハビリテーション（老人保健施設等への通所）
- ⑧ 短期入所生活介護（特別養護老人ホーム等への短期入所）
- ⑨ 短期入所療養介護（老人保健施設等への短期入所）
- ⑩ 福祉用具貸与（車いす，特殊寝台等の貸与）
- ⑪ 痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人のグループホーム）
- ⑫ 特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム等での介護）

## 【居宅介護支援】

- ⑬ 居宅介護支援（介護サービス計画の作成）

## 【施設サービス】

- ⑭ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ⑮ 介護老人保健施設（老人保健施設）
- ⑯ 介護療養型医療施設（介護職員が手厚く配置された病院等）

(2) また、直接、要介護者のお世話をする職員の方の人員費には、地域による差があることから、それを介護報酬に反映するため、介護報酬を「単位」で表示した上で、地域区分ごとに、一単位あたりの単価を設定（地域差の設定）しています。

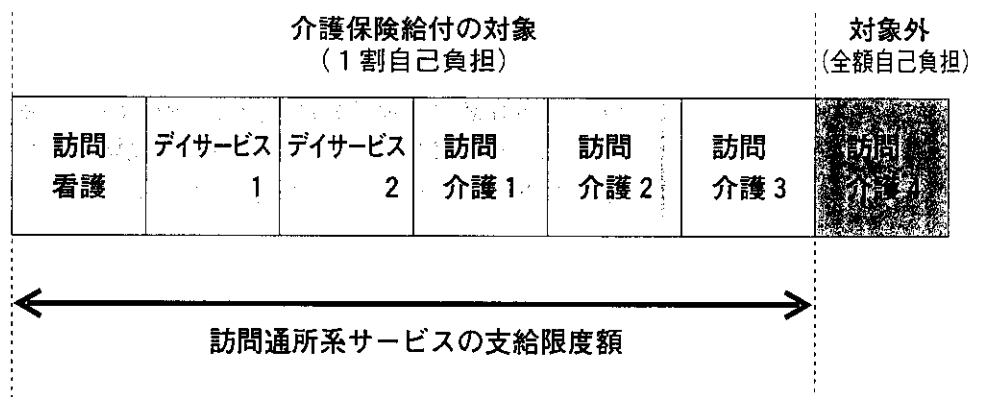
## (地域差の例～1単位の額(単位:円))

	東京23区	大阪市等	福岡市等	静岡市等	その他
施設サービス	10.48	10.40	10.24	10.12	10.00
訪問介護	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00

### 3. 在宅サービスの介護報酬について

(1) 在宅サービスについては、個々のサービスについての介護報酬とは別に、要介護度（介護の必要度）に応じて、支給限度額を設定します。

#### (在宅サービスの支給限度額のイメージ)



#### (在宅サービスの支給限度額)

	訪問通所系サービス	短期入所サービス
要支援	6,150単位/月	7日/6月
要介護1	16,580単位/月	14日/6月
要介護2	19,480単位/月	14日/6月
要介護3	26,750単位/月	21日/6月
要介護4	30,600単位/月	21日/6月
要介護5	35,830単位/月	42日/6月

\* 訪問通所系サービス……2.(1)網掛け箇所

\* 短期入所サービス……2.(1)の⑧⑨のサービス

(2) その上で、各々のサービスの介護報酬を基に、支給限度額の範囲内に費用が納まるように、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づきサービスを利用します。

(介護サービス計画の例：要介護2)

	月	火	水	木	金	土	日
午前							
	訪問介護	通所介護 又は 通所リハ	訪問介護	訪問介護	通所介護 又は 通所リハ	訪問介護	訪問介護
午後							
				訪問看護			

\* 短期入所：14日／6月 福祉用具貸与：車いす

(3) 保険者は、各々の事業者からの請求がケアプランで設定された支給限度額の範囲内であることを確認した上で、介護報酬を支払います。

(4) 主な在宅サービスの具体的な報酬の構造は、以下のとおりです。

(例1：訪問介護（ホームヘルプサービス）)

サービスの内容に応じて報酬額を設定

1. 身体介護中心の場合

30分未満	210単位
30分以上1時間未満	402単位
1時間以上1時間半未満	584単位など

2. 身体介護・家事援助が同程度の場合

30分以上1時間未満	278単位
1時間以上1時間半未満	403単位など

3. 家事援助中心の場合

30分以上1時間未満	153単位
1時間以上1時間半未満	222単位など

夜間（18時～22時）又は  
早朝（6時～8時）  
に訪問した場合  
→ 所定単位数に  
25/100加算

深夜（22時～6時）  
に訪問した場合  
→ 所定単位数に  
50/100加算

○ 離島・山村等に所在する事業所等から提供される訪問サービス等については、サービス提供が非効率になること等から、介護報酬を15%加算。

(例2：通所介護（デイサービス）)

要介護度とサービスの所要時間に応じて報酬額を設定

サービス時間	要介護度		
	要支援	要介護1, 2	要介護3, 4, 5
2～3時間	196単位	232単位	323単位
3～4時間	280単位	331単位	462単位
4～6時間	400単位	473単位	660単位
6～8時間	560単位	662単位	924単位

\* 特別養護老人ホーム併設の通常型の場合

+

○ 食事の提供を行う場合には、1日につき39単位を加算。

○ 利用者の送迎を行う場合には、片道につき44単位を加算。

○ 入浴介助を行った場合には39単位、特別な浴槽を利用した場合には60単位を加算。

## 4. 施設サービスの介護報酬について

施設サービスについては、要介護度（介護の必要度）に応じて、包括的に介護報酬を設定することとしています。具体的には、以下のとおりです。

### （例3：特別養護老人ホーム）

要介護度と介護職員等の人員配置に応じて報酬額を設定

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	介護職員・看護職員の人件費（要介護度に応じて変わる部分）				
	上記以外の費用（要介護度にかかわらず一定の部分） ・管理部門の人件費 ・光熱水費、物件費 ・施設、設備の償還費用 等				
3：1	796単位	841単位	885単位	930単位	974単位

\* 3：1とは、入所者3人に介護・看護職員1人の人員配置の場合（1日当たり）

+

- 食事の提供に要する費用  
 基本食事サービス費 1,920円／1日  
 （食事の提供が栄養士により管理されている場合）



このほか、

- 在宅復帰の観点から、施設を退所する前後に入所者の居宅を訪問して相談援助を行った場合には460単位を、また、退所時において、入所者やその家族に対する指導、主治医や居宅介護支援事業者等への情報提供を行った場合は、570単位を加算。

※ なお、介護保険法施行時に、既に介護老人福祉施設に入所している者については、要介護者の格差を縮小して、大きく増収、減収にならないように設定し、現行の措置費からの円滑な移行に配慮しています。

**(既入所者の介護報酬)**

			要介護 2, 3		要介護 4, 5	
	自立・要支援・要介護 1					
3 : 1	796単位	866単位		950単位		
新規入所者	—	796単位	841単位	885単位	930単位	974単位

※ 介護老人保健施設や介護療養型医療施設についても、基本は同じ構造となっています。